平成２３年（フ）第１７号
神奈川県横須賀市長沢３丁目22番６号
債務者　丹羽　直美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２３年（フ）第１５号
青森県弘前市大字新里字西里見67番地
債務者　沼端奈津子（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２３年（フ）第１１号
福島県東白川郡塙町大字板庭字大苗田10番地２
債務者　藤田　　博
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係
平成２２年（フ）第３６５３号
名古屋市中村区大秋町１丁目２番地　若鳩ハイツ106
債務者　風間　寛志
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１４６２号
神戸市東灘区田中町３丁目13番12号馬淵方
債務者　柏木　昭子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第２７号
神戸市須磨区横尾７丁目３番地74号棟104号
債務者　井上　　敦
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第５０号
神戸市中央区加納町２丁目８番16号ベルデ北野403、従前の住所兵庫県明石市藤江1573番地の４
債務者　森岡　博子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第７９号
兵庫県三田市駅前町22番４―202号、従前の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目20番地の13
債務者　髙畑　　裕
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第８７号
兵庫県三木市志染町中自由が丘３丁目97番地の11
債務者　大眉　孝美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第９２号
神戸市灘区城内通２丁目１番25号、従前の住所神戸市灘区森後町２丁目１番２号
債務者　山下亜希子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第９６号
神戸市兵庫区西出町２丁目４番18号、従前の住所神戸市兵庫区西橘通１丁目１番23号毎日新聞有馬道販売所
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第９９号
神戸市中央区下山手通３丁目15番10―309号、従前の住所神戸市中央区下山手通１丁目５番５号ダイヤビル２Ｆ
債務者　むぎこと　髙木　英子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第１０１号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目20番18―1104号
債務者　神澤　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第１０３号
神戸市長田区長田天神町５丁目６番９号
債務者　西村今朝一
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第１０９号
神戸市東灘区御影塚町４丁目１番４号シルバーハイツ505号、従前の住所神戸市北区東有野台１丁目12番地の４
債務者　川添　道洋
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第３２０７号
愛知県大府市東新町６丁目451番地　グリーンヒル東新Ｄ棟302号
債務者　小林　　守
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３２０８号
愛知県大府市東新町６丁目451番地　グリーンヒル東新Ｄ棟302号
債務者　小林麗羅こと　ＣＯＲＤＯＶＡ　ＬＥＩＬＡ　ＤＥＬＡ　ＣＲＵＺ
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部